

中国専利法第4次改正について

北京銀龍知識産権代理有限公司

王 未東
弁理士 弁護士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しを受けて設立された代理機構である。王は、医薬品化学の修士号を有し、企業において新医薬品の研究開発および知的財産権の管理の業務に従事した後、2010年に北京銀龍に入社し、化学部で弁理士・弁護士として代理業務を行っている。また、北京銀龍の法律法規・判例の研究グループのリーダーとして、所内外に積極的に情報発信を行っている。

【概要】

2020年10月17日の第13回全国人民代表大会常務委員会第22回会議において専利法の改正が承認され、2021年6月1日に施行されている。本稿では、専利法の改正の経緯、および改正のポイントについて紹介する。

【詳細及び留意点】

1. 改正の経緯

2020年10月17日に、第13回全国人民代表大会常務委員会第22回会議において専利法の改正が承認された。この改正は、1992年、2000年、2008年の3回の改正後の第4次改正にあたる。第4次改正の作業は、2012年から開始されていたが、中国の国内環境と政策および国際環境の変化により、第3次改正から12年後の改正となった。

2. 改正のポイント

改正は、専利付与制度の整備、専利権の合法的な権益の保護、および専利の実施と応用の促進の3つの面から行われている。

(1) 専利付与制度の整備

① 部分意匠制度の導入（改正法 第2条第4項）

部分意匠制度の導入により、意匠の保護が強化された。また、意匠制度の国際的な調和が図られた。

②意匠の国内優先権（改正法 第29条第2項）

改正前は、国内優先権制度は、発明と実用新案のみに適用されていた。

外国出願人は、複数の外国意匠出願に基づきパリ優先権を主張して中国に出願する際、類似意匠出願制度を利用して1件の意匠として出願をすることができていた。一方、国内出願人は、国内優先権制度がないため、外国出願人のような対応ができず、出願後に開発されたバリエーションの意匠について適切な保護を受けることが難しかった。このため、意匠の国内優先権の主張が認められるよう改正された。

③新規性喪失の例外に関する事項の追加（改正法 第24条第1項）

『国家に緊急事態または非常事態が生じた際、公共利益の目的で最初に公開された場合』が、新規性喪失の例外適用の対象として追加された。例えば、新型コロナウイルスの流行下において、公共の利益という観点から有効な医薬が出願前に公開されて新規性を喪失してしまったような場合、出願人に対する公平性を担保することができる。

④専利権を付与しない客体（改正法 第25条第1項（5））

専利権を付与しない客体として、『原子核変換の方法』が追加された。現行専利法の規定が、実務（現行審査指南）と一致しないため、上記の改正が行われた。

(2)専利権の合法的な権益の保護

①意匠の存続期間の延長、審査遅延および新医薬の認可に応じた存続期間の補償（改正法 第42条）

〔意匠の存続期間の延長〕

「ハーグ協定」への加入に対応する改正であり、存続期間が10年から15年に改正された。

〔審査遅延に応じた存続期間の補償〕

『発明専利の出願の日から起算して満4年、かつ実体審査請求の日から起算して満3年の後に発明専利権が付与された場合』に、存続期間の補償の請求が可能になった。

〔新医薬の認可に応じた存続期間の補償〕

米中経済貿易協定に関連する改正であり、新医薬品の認可に応じた存続期間の延長に関し、『補償の期間は、5年を超えず、新医薬の市場販売の承認の後の専利権の総存続期間は、14年を超えない。』と規定された。

②専利権評価報告（改正法 第66条第2項）

専利権評価報告について、『専利権者、利害関係人または被疑侵害者も自発的に人民法院または専利業務管理部門へ専利権評価報告を提出することができる。』旨の内容が追加された。いわゆる司法ルート、行政ルートでの紛争解決の際に、被疑侵害者も専利権評価報告を提出することができることになった。

③賠償額の確定順序、懲罰賠償、法定賠償額の下限および上限の引き上げ、帳簿など提出命令（改正法 第71条）

〔賠償額の確定順序〕

改正前は、『権利者が権利侵害によって受けた実際の損失』、『権利侵害者が権利侵害によって得た利益』の順に適用されることが規定されていた。すなわち、前者の確定が困難な場合にのみ、後者が適用されることになっていた。今回の改正により、前者または後者のどちらか一方を選択して適用することができることになった。

〔懲罰賠償〕

『故意の専利権侵害について、情状が重大である場合、上述の方法で確定した額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。』ことが追加された。

〔法定賠償額の下限および上限の引き上げ〕

法定賠償額が「1万元以上100万元以下」から「3万元以上500万元以下」に改正された。

〔帳簿など提出命令〕

人民法院は、侵害者に帳簿などの提供を命じることができ、侵害者が提供しないまたは虚偽の帳簿などを提供した場合、人民法院は権利者の主張および提供した証拠を参考にして賠償額を判定することができることになった。

④ 専利権侵害などの訴訟時効（改正法 第 74 条）

2021 年 1 月 1 日から施行された民法典などに合わせて、訴訟時効が 2 年から 3 年に改正された。

⑤ 専利権の濫用に適用する独占禁止法（改正法 第 20 条）

専利の出願および専利権の行使は誠実信用の原則にしたがうべきこと、専利権を濫用してはならないことが規定され、専利権の濫用などの場合には独占禁止法が適用されることが明記された。その目的は、著作権法、商標法等の関連知的財産権法律および世界貿易機関の TRIPS 協定等を参照して、専利権の行使の基本原則を規定することである。

⑥ 行政執行の権限（行政拡張条項）（改正法 第 68～70 条）

国家専利行政部門に専利権紛争の法律執行権がはじめて与えられるとともに、専利業務管理部門が専利権侵害紛争を処理する際の権限が規定されている。これにより専利詐欺行為に対する処罰力が強化された。

⑦ 訴訟前の臨時措置（改正法 第 72 条）

訴訟前の臨時措置の対象として『権利の実現を妨害する行為』が加えられる改正などが行われ、関連当事者の合法的な権益の保護がより強化された。

⑧ 医薬品専利紛争早期解決メカニズム（医薬品専利リンク制度）（改正法 第 76 条）

今回の改正で新たに導入された規定である。国務院薬品監督管理部門の医薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する修正提案に基づく規定であり、米中経済貿易協定を実行するための規定でもある。

(3) 専利の実施と応用の促進

① 職務発明に対する所属側の処分権および職務発明に関する報償（改正法 第 6 条 第 1 項、第 15 条第 2 項）

〔改正法 第6条第1項〕

職務発明に対する所属側の処分権について、『該単位は、法によりその職務発明創造の専利出願をする権利および専利権を処分し、関連発明創造の実施および運用を促進することができる。』という内容が追加された。

〔改正法 第15条第2項〕

「国家は、専利権が付与された単位が財産権による奨励を実行し、株権、オプション、ボーナスなどの方式をとって発明者または設計者にイノベーションによる収益を分かち合うことを奨励する。」と規定された。職務発明に関する報償について、単位がどのような財産権により報償を行うかは、単位の自主的な政策決定の範囲に属するものとして、専利権を付与された単位に対して財産権の報償を奨励し、株式、オプション、配当などの方式をとって、発明者または設計者に合理的にイノベーション収益を分配することとした。

②オープンライセンス（改正法 第50～52条）

今回の改正で新たに導入された規定であり、ライセンスの意思のある権利者の権利を国務院専利行政部門が公告することになった。この改正により、ライセンスの新たなルートが提供され、権利活用の促進が期待されている。また、オープンライセンスのライセンサーには、年金の減免が認められる。

③専利の実施と運用の促進（改正法 第48条）

今回の改正で新たに導入された規定であり、国務院専利行政部門などが専利の実施と運用の促進を図ることを目的とする改正である。

(4)その他

①優先権に関する書面声明と専利出願書類の写し（改正法 第30条）

近年、「特許法条約」（PLT）、「特許協力条約に基づく規則」および米国、ドイツ等の特許制度では、いずれも期限の要求に関して、申請者に対してより緩やかになっており、出願人が優先権の主張の訂正、追加、期限内に優先権の回復を求め

ることができる。今回の改正は、優先権に関する書面声明などの提出期限と形式的要求を緩和するものである。

② 国務院機構改革に適応した改正（改正法 第 21 条第 1 項、第 41 条、第 45 条、第 46 条）

国務院機構改革の後、専利復審委員会という組織がすでに存在していないことなどに対応する改正である。

【ソース】

・ 中華人民共和国専利法（2020 年改正）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

・ 中華人民共和国専利法（2020 年改正）新旧対照表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601taiou_jp.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）